

徳島県病院局管理規程第八号

徳島県病院局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局職員給与規程の一部を改正する規程

徳島県病院局職員給与規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第十四号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の一号を加える。

九 ドクターカー搭乗救急医療手当

第十条第六項中「千六百二十円」を「千六百二十円（別に管理者が定める場合にあつては、三千二百四十円）」に改め、同条第七項を次のように改める。

7 医療等業務手当（第一項第四号に掲げる場合に係るものに限る。）の額は、その待機一回につき、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、別に管理者

が定める場合にあつては、当該各号に定める額に当該額の百分の百に相当する額を加算した額とする。

一 待機時間が十八時間を超える場合 千二百二十円

二 待機時間が五時間未満の場合 四百十円

三 前二号に掲げる場合以外の場合 八百十円

第十条第九項を次のように改める。

9 医療等業務手当（第一項第六号に掲げる場合に係るものに限る。）の額は、一時間につき、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 宿直体制に係る勤務において救急患者等対応業務に従事した場合 六千三百円

二 日直体制に係る勤務において救急患者等対応業務に従事した場合 七千円

三 前二号に掲げる場合以外の場合 三千八百円

第十二条の三の次に次の一条を加える。

（ドクターカー搭乗救急医療手当）

第十二条の四 ドクターカー搭乗救急医療手当は、職員が県又は消防機関等からの要請によりドクターカーに搭乗し、現場又は搬送途上において、患者の救護に従事したときに支給する。

2 ドクターカー搭乗救急医療手当の額は、業務に従事した日一日につき三百五十円とする。

第十四条第三項中「用地取得等交渉業務手当及び災害応急業務等手当」を「用地取得等交渉業務手当、航空機搭乗業務手当、災害応急業務等手当及びドクターカー搭乗救急医療手当」に改める。

第二十二條第二項第一号口中「二万五千円以内」を「二万三千円以内」に改める。

第二十二條第二項第四号中「前三号」を「前四号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 看護業務の管理又は監督のための看護師長等の宿日直勤務 七千四百円

附則第三項中「令和六年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第十五条第二項の規定は、適用しない。

附則第三項第一号中「医師又は歯科医師（医師法第十六条の二第一項の医師を除く。）を「医師（医師法第十六条の二第一項の医師を除く。）又は歯科医師（歯科医師法第十条の二第一項の歯科医師を除く。）」に改め、同項に次の一号を加える。

三 病院に勤務する医師（医師法第十六条の二第一項の医師に限る。）又は歯科医師（歯科医師法第十六条の二第一項の歯科医師に限る。）が正規の勤務時間外において、職員の日直勤務に準じた勤務に服したとき。

附則第四項第一号中「一万八千六百円以内」を「一万二千四百円以内」に、同項第二号中「一万三千五百円以内」を「九千円以内」に改め、同項に次の一号を加える。

四 前項第三号に掲げる場合 勤務一回につき五千円
附則第八項から第十項までを削る。

別表第一イの表中 「 1 本局の次長又は病院の事務局長の職務

2 困難な業務を行う本局の課長又は病院の事務局次長の職務」 を

「 1 病院の事務局長の職務

2 を

2 困難な業務を行う本局の課長又は病院の事務局次長の職務」

別表第三本局の項中

次長	二種
課長 政策調査幹	三種

を

課長 政策調査幹	三種
-------------	----

を

副院長（医療安全担当） 副院長（診療部門担当） 副院長（働き方改革・経営担当） 事務局長	二種
副院長（地域連携・医療DX担当） 医療局長 薬剤局長 医療技術局長 看護局長 事務局次長	三種
院長補佐 医療局次長	四種

同表中央病院の項中

を

医療局の部長 医療技術局次長	
薬剤局次長 看護局次長	六種

副院長（地域連携・診療部門担当） 副院長（働き方改革・救急医療担当） 副院長（研修・教育担当） 事務局長	二種
---	----

副院長（経営・医療DX担当） 副院長（看護部門統括担当） 医療局長 薬剤局長 医療技術局長 看護局長 事務局次長	三種
--	----

院長補佐 医療局次長 医療局の部長	四種
-------------------------	----

薬剤局次長 医療技術局次長 看護局次長	六種
---------------------------	----

医療局長 医療局の部長 医療技術局長 看護局長	四種
----------------------------------	----

回診三女医院の賢母

院長補佐 医療局長 医療局次長 医療局の部長 医療技術局長	四種
---	----

125820°

附 則

- 1 この規程は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 改正前の附則第八項から第十項までの規定は、この規程の施行の日前に同項に規定する業務を行った職員については、なおその効力を有する。